

N S T研修管理委員会規約

総則

第1条 管理栄養士の質を高め、かつ効率的に実施するために近森病院に研修管理委員会（以下「管理委員会」という）を設置する。

組織

第2条 管理委員会は以下の委員から構成される。

◎臨床栄養部	部長	宮島 功
○臨床栄養部	副部長	内山 里美
臨床栄養部	科長	上村 二美
臨床栄養部	主任	有光 純子
臨床栄養部	主任	川崎 麻由
臨床栄養部	主任	関 香代
診療部	院長	川井 和哉
診療部	外科部長	塚田 暁
看護部	看護副部長	工藤 淑恵
管理部	総務部長	谷 知明
	委員長◎	副委員長○

委員長

- 第3条 管理委員会の委員長、副委員長は病院長が任命する。
- 2 委員長は管理委員会を開催し、議長となり会を運営する。
 - 3 副委員長は委員長が出席できない場合、管理委員会を開催し、議長となり会を運営する。

委員会

- 第4条 管理委員会を年一回開催するが、必要に応じ委員長が招集し開催できる。
- 2 管理委員会の業務をより円滑に行うため、研修管理小委員会を月一回開催し、臨床栄養部連絡会をこれに当てる。

事務局

第5条 事務局は近森病院 臨床栄養部とする。

管理委員会の業務

- 第6条 管理委員会は次に掲げる業務を行う。
- ①研修生の募集、処遇、健康管理など、研修生の全体的管理
 - ②研修生の応募・面接における研修希望者の評価・選考
 - ③研修プログラム作成・修正・調整など研修プログラムの全体的管理
 - ④研修目標の達成状況の評価、研修終了の評価などと指導方法の見直し

⑤研修修了認定及び修了証の発行

⑥研修後の相談・支援

研修の中断措置

第7条 管理委員会は、研修生が研修を継続することが困難であると判断された場合は、それまでに受けた研修にかかる評価を行い、病院長に対し研修生の臨床研修を中断することを勧告する。

2 管理委員会の勧告を受け病院長は当該研修生に研修の中断を伝える。

附則

第8条 上記に定めるもののほか、検討が必要な事項については管理委員会で協議する。

第9条 この規程は平成24年9月より適用する。

2012年8月1日発行

2024年2月12日改訂